

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

#### 奈良県人事委員会規則第五号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の  
一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 250,900	円 50,700	円 30,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	27,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	24,000
3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	21,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	18,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	15,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	48,900	12,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	47,100	9,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	45,300	6,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	43,500	3,000
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	41,700	
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	39,900	
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	38,100	
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	23,100	

26年以上27年未満	272, 200	243, 000	205, 300	164, 000	22, 500	
27年以上28年未満	250, 000	222, 600	188, 200	149, 700	21, 900	
28年以上29年未満	227, 600	202, 200	170, 900	135, 400	21, 100	
29年以上30年未満	204, 800	181, 400	153, 300	121, 100	20, 800	
30年以上31年未満	180, 000	159, 500	135, 300	106, 100	20, 400	
31年以上32年未満	155, 100	137, 600	117, 000	91, 300	19, 800	
32年以上33年未満	130, 500	115, 900	99, 100	76, 100	18, 900	
33年以上34年未満	92, 400	84, 000	73, 100	57, 000	18, 000	
34年以上35年未満	57, 100	54, 200	48, 800	38, 600	17, 300	
備考 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。						

## 附 則

この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。